

答 申

1 審査会の結論

豊橋市長（以下「市長」という。）が「平成21、22、23、24、25年度本市職員退職者の再就職先民間企業名の分かる再就職一覧」の一部を非公開としたことは、妥当である。

2 実施機関の説明の要旨

公文書公開請求に係る文書（以下「本件文書」という。）についての市長の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件文書について

本件文書は、豊橋市を退職した職員（以下「退職職員」という。）の退職時の所属、職員番号、氏名、在職年数及び再就職先が記載されたものである。

(2) 非公開とした理由

非公開とした再就職先民間企業名は、職員の退職後の個人的な再就職に係る情報であり、豊橋市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号本文に該当する。

また、再就職先民間企業名は、職員の退職後の情報であって、当該職員の本市における職務の遂行とは直接関連するものではないため、条例第6条第1項第1号ただし書ウに規定する情報に該当しない。

加えて、慣行として公開しているのは、豊橋市土地開発公社を始めとする市との関係が深い6団体に再就職する場合である。また、改正地方公務員法では、地方公共団体に退職管理の適正を確保するために必要な措置を講ずるよう求めているが、同法は未施行であり、本市としてもその措置を検討している段階である。

したがって、同号ただし書アに規定する情報に該当しない。

さらに、同号ただし書イ及びエに該当しない情報である。

よって、再就職先民間企業名を非公開とした。

3 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立人が平成26年5月8日付けで行った本件文書の公開請求に対し、市長が同年5月23日付けで行った一部公開とした処分の取消しを求めるものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由については、おおむね次のとおりである。

退職職員の氏名は既に公開されているので、再就職先の民間企業名は、条例第6条第1項第1号に規定する「特定の個人を識別することができるもの」には該当しない。

愛知県、名古屋市、浜松市などでは退職した職員の再就職先を民間企業も含めて公開しており、「個人の利益を害するおそれ」があるとは言えない。また、豊橋市では入札参加企業等の名称を公開しており、このことから再就職先を公開しても民間企業に不利益はない。

さらに、他の地方公共団体では再就職先を公開しており、他の地方公共団体と同様の情報公開条例をもつ豊橋市においても公開されるべきである。

加えて、平成26年5月に改正された地方公務員法では、地方公共団体においても退職管理の適正化のための措置を講ずるべきであると定められている。

以上より、条例第6条第1項第1号アに該当するため、再就職先民間企業名を公開すべきである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利を定める

こと等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解を深め、市民と市との信頼関係及び協力関係の増進に寄与することを目的とし（第1条）、その解釈及び運用は、その権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならないとしている（第3条）。

そして、条例第6条第1項は、原則公開を定めるとともに、公開しないこととする公文書の範囲を定めている。

本審査会は、このような条例の各条項の趣旨を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

(2) 本件文書について

条例第6条第1項第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則非公開とし、同号ただし書において例外的に公開する情報を規定している。以下、本件非公開部分が当該規定に該当するか検討する。

ア 条例第6条第1項第1号本文該当性について

(ア) 異議申立人及び補佐人（以下「異議申立人等」という。）は、退職職員の氏名は既に公開されているので、再就職先の民間企業名は、「特定の個人を識別することができるもの」には該当しない、他の地方公共団体では再就職先民間企業名を含め公開しているものもあり、「個人の利益を害するおそれ」があるとは言えないと主張する。

この点、本件文書には、退職職員の氏名のほか、退職時の所属や在職年数が記載されている。そして、再就職先民間企業名とそれらの情報と照合することにより当該民間企業に再就職した職員を識別することができる。

したがって、退職職員にとっての再就職先民間企業名は、条例第6条第1項第1号本文に該当し、異議申立人等の主張は妥当でない。

(イ) なお、異議申立人等は、豊橋市では入札参加企業等の名称を公開して

おり、このことから再就職先を公開しても民間企業に不利益はないと主張する。

しかしながら、本件で問題となるのは、退職職員にとっての再就職先民間企業名が条例第6条第1項第1号本文に該当するか否かであり、入札参加企業等の名称が公開されていることと再就職先民間企業名を公開することとは全く関係なく、異議申立人等の主張は妥当でない。

イ 条例第6条第1項第1号ただし書該当性について

(ア) ただし書アについて

異議申立人等は、他の地方公共団体では再就職先を公開しており、他の地方公共団体と同様の情報公開条例をもつ豊橋市においても公開されるべきであると主張する。

確かに、異議申立人等の主張のとおり、退職職員の再就職先を公表している地方公共団体もある。

しかしながら、現時点では、条例との関係では、慣行として公にしているのは、豊橋市土地開発公社を始めとする市との関係が深い6団体に再就職する場合であって、再就職先民間企業名は慣行として公にしていない。

また、異議申立人等は、平成26年5月に改正された地方公務員法では、地方公共団体においても退職管理の適正化のための措置を講ずるべきであると定められていると主張する。

確かに、現時点で未施行である地方公務員法の改正によれば地方公共団体は、退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるものとされている。

しかしながら、この措置の内容として、退職職員の再就職先を公表するか、どの時点まで遡るか、公開範囲をどのように設定するか等について基準を検討する必要がある。したがって、退職職員にとっての再就職先民間企業名は、法令の定めるところにより公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは言えない。

よって、条例第6条第1項第1号ただし書アに規定する情報に該当しな

い。

(イ) ただし書ウについて

さらに、退職職員にとっての再就職先民間企業名は、職員の退職後の再就職に関する情報であって、当該情報はその職務の遂行に係る情報ではないので、条例第6条第1項第1号ただし書ウに規定する情報に該当しない。

(ウ) ただし書イ及びエについて

加えて、条例第6条第1項第1号ただし書イ及びエに該当しないことは明らかである。

(3) まとめ

以上より、1 審査会の結論のとおり、本件文書の一部を非公開としたことは妥当である。

5 付記

非公開とした再就職先民間企業の中には、その行う業務が豊橋市の行う事務又は事業と一定の関係を有する団体も含まれている。また、退職管理の適正化を図るために改正された地方公務員法は現在施行されていないが、改正を機に退職した公務員の再就職先を公表することが一般的になることも考えられる。

したがって、豊橋市においても、退職管理の適正化を図る有力な選択肢の一つとして、退職職員の再就職先の公表を検討されたい。

年	月	日	内 容
26	7	11	○諮問（第76号）
26	7	28	○実施機関から非公開理由説明書を受理
26	7	28	○異議申立人に実施機関からの非公開理由説明書を送付
26	8	12 (第59回第2部会)	○実施機関職員から非公開理由等を聴取 ○異議申立人等から意見を聴取 ○審査
26	10	17	○答申内容の決定

氏 名	所属団体等
河 邊 伸 泰	弁護士
今 里 佳奈子	愛知大学
渡 邊 齊	元朝日新聞論説委員